

一、労働者健康増進法第十二条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

二

労働者健康増進法第十三条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

労働者健康増進法第十四条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

労働者健康増進法第十五条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

労働者健康増進法第十六条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

てらや

労働者健康増進法第十七条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

三

労働者健康増進法第十八条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

労働者健康増進法第十九条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

労働者健康増進法第二十条の趣意を察し、労働者及びその家族の健康増進に資するに努むるべきこととす。

財団法人協同會大阪支所

ノ給付ハ健康保険法ノ給付ニ先行スルコトヲ規定シテラルガ之ハ事實ニ於テ労働者ヲ健康保険法ノ適用外ニ置イタモノデアツテ官業労働者ニ民間労働者ヨリモ適ニヨイ條件ヲ與ヘル様ニ表ヒ兩者ガ一致出来ナイ様ニシヨウトスル政府ノ労働政策デアルコトハ疑ヒナイ我々ハ労働者ノ立場カラ斯ル差別的待遇ニハ斷然反對シナケレバナラヌ

二、工場法施行令ニハ健康保険法ニヨル給付ハ工場法施行令ニヨル扶助ヨリモ先デアルコトヲ規定シテラル即チ公傷ニ於テ受クル扶助モ百八十日間健康保険法ニヨル給付デアル然シナガラ在來工場主ノミノ負擔デアツタ此ノ種ノ扶助ヲ労働者モ亦ソノ一半ヲ負擔シテラル保険料ヨリ出スコトハ労働者ニトツテハ労働条件ノ低下デアルト云ハネバナラヌ
業務上ノ傷害ハ當然全部工場主ガ責任ヲ負フベキモノデアアル以上健康保険法ハ業務上ノ傷害ニ關シテハ工場主ガ責任ヲ負フ旨ノ